

田野畑村コンビニエンスストア等事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、道の駅たのはたの敷地内にコンビニエンスストア等を誘致することで利便性の向上を図るため、当該店を運営する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2. 事業概要

項目	内容及び概要
事業内容	コンビニエンスストアを中心とする商業施設の運営
所在地	岩手県下閉伊郡田野畑村菅窪 151-6 の一部（別紙図面のとおり。）
面積	約 270 m ²
賃料	年額約 13 万円
契約期間	5 年以上
建物の所有方式	提案者側が建設し、所有するものとする。
駐車場	5 台以上（道の駅との共用部分を除く。）
運営方法	チェーン本部による直営店舗またはフランチャイズ加盟店が運営する店舗とする。
特記事項	道の駅たのはた内で販売している商品と重複しないよう協議すること。 男女各 1 個トイレを設置すること。

3. 選定方式

本プロポーザル方式は、プレゼンテーション等による選定とする。提案者が 1 者のみの場合は、所定の審査のうえ、提案者の選定を行う者とする。

4. スケジュール

内容	日時
プロポーザル公募開始	令和 7 年 4 月 1 日（火）
質問書の受付期限	令和 7 年 7 月 11 日（金）午後 5 時まで
質問回答(村ホームページに掲載)	令和 7 年 4 月 8 日（火）から都度更新
提案書等提出期限	令和 7 年 7 月 18 日（金）午後 5 時まで
プロポーザル審査（プレゼンテーション）	令和 7 年 7 月 30 日（水）（予定）
結果通知	令和 7 年 8 月 8 日（金）（予定）
契約締結	令和 7 年 8 月 20 日（水）（予定）

営業開始の準備	契約締結日から
営業開始	令和 7 年 12 月 1 日（月）（予定）

5. 参加資格

本選考に参加することができる者は、次のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 滞納している村税等徴収金がないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- (4) 田野畑村暴力団排除条例（平成 25 年田野畑村条例第 4 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 営業に当たって必要となる保健所等の営業許可等が受けられる見込みがあり、開店までに必要な許可等を受けることができること。

6. 現地調査

現地調査希望者は担当者と日程調整のうえ行う。

7. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和 7 年 7 月 11 日（金）午後 5 時まで（必着）
- (2) 提出方法：質問書（様式 5 号）により、電子メールで提出すること。メールの表題は「田野畑村コンビニエンスストア質問（法人名）」とすること。また、提出時には必ず電話でメールの受信確認を行うこと。なお、規程様式及び電子メール以外での質問には応じない。
- (3) 提出先メールアドレス：「12. 担当部署（提出・問い合わせ先）」に同じ
- (4) 回答方法：村ホームページに掲載
- (5) 回答日：令和 7 年 4 月 8 日（火）から都度更新

8. 参加表明書及び提案書等の提出

(1) 受付期間

ア 公募の日から令和 7 年 7 月 18 日（金）午後 5 時まで

イ 持参による受付は、休日を除く午 9 時から午後 5 時までとする。

(2) 提出方法

本要領第 12 項の担当部署へ持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。）により提出するものとする。（受付期間内必着）

(3) 提出書類

様式等	提出部数、留意事項等
参加表明書（様式第 1 号）	1 部
提案提出書（様式第 2 号）	1 部
提案書（様式 3 - 1 ～ 3 - 3 号）	正本 1 部、副本 5 部、電子データ 1 部 A 3 版で作成すること。

9. 審査

参加者が提出した提案書等についてのプレゼンテーションを求める。その内容を審査のうえ、優秀提案者を決定する。

(1) 日時

令和 7 年 7 月 30 日（水）（時間は別途連絡）

(2) 場所

田野畑村が指定する場所（別途連絡）

(3) 説明時間

20 分のプレゼン後、10 分の質疑応答を予定。

(4) 説明資料等

プロジェクターによる説明を行う場合は、プロジェクター、スクリーンを田野畑村で準備するので提案書提出時に申し出ること。なお、パソコンについては各提案者が準備すること。

(5) プレゼンテーションにあたっての留意事項

ア 選考会には、出店責任者を含む 3 名以内が出席できる。出店責任者は必ず出席すること。

イ プレゼンテーションは非公開により実施する。

(6) 結果通知

審査の実施後、文書及び電子メールで通知するとともに、村ホームページにて公表する。

(7) 審査項目

審査項目は別表 1 のとおりとし、合計点数の順位により優秀提案者として選定する。

10. 失格事項

本プロポーザルの提案者もしくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 委員及び事務局関係者に、直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触

又は要求をした場合

- (5) 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (6) その他、要領及び村の定めに違反する行為があったとき

11. その他

(1) 本件に係る費用負担

提案書等の作成、提出など、本プロポーザルの参加に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。

(2) 書類提出に当たっての留意事項

ア 提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じて、村はこの責めを負わない。提出者においては、特定記録郵便等の利用又は FAX 若しくは電子メールの着信確認を行うなどの対策を講じること。

イ 提出された参加表明書及び提案書は、提出期限までは自由に変更することができる。ただし、変更しようとする場合は、提出された書類を持ち帰り、改めて変更された書類を提出すること。

ウ 提出期限以降は、参加表明書及び提案書を変更することはできない。

(3) 使用言語及び通貨

提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限る。

(4) 提出書類の取扱い

提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。

(5) 追加資料

業務実績等の確認のため、追加資料の提出を求めることがある。

12. 担当部署（問い合わせ先）

〒028-8407 岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑 143-1

田野畑村役場企画観光課

TEL : 0194-34-2111 FAX : 0194-34-2632

E-mail : kikaku.b1@vill.tanohata.iwate.jp

別表 1

審査項目	配点
1 安定的、継続的な店舗運営 ・ 経験及びノウハウ ・ 効率的、安定的な物流システム、商品管理システム ・ 従業員の教育等の体制や考え方及び従業員の配置体制	25
2 商品、サービスの内容 ・ 営業形態、営業時間 ・ 店舗で販売を予定している主な商品、サービスの構成 ※特に需要の高い ATM、宅配便、プリペイドカード、電子決済（クレジットカード等）の取扱いについては、必須とします。	25
3 村への貢献度 ・ 村内での諸活動（商工会、消防、地域活動等）への参画 ・ その他村の活性化に向けた提案	20
4 環境への配慮 ・ 営業に伴って発生する商品等の廃棄物を適正に処理するための方法・措置 ・ 利用者が出したゴミの清掃等	15
5 その他 ・ 店舗の独自性、出店に際しアピールすべき事項、強み等 ・ 道の駅との連携について	15
合計	100

